

**平成 28 年度和歌山県計画に関する  
事後評価**

**令和 3 年 11 月  
和歌山県**

### 3. 事業の実施状況（医療分）

平成28年度和歌山県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 1】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 990,780千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関、和歌山県	
事業の期間	平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高度急性期から急性期、回復期、慢性期まで、医療機能の分化・連携を促進し、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい医療を受ける体制を構築する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想において必要となる病床数 全病床（一般病床及び療養病床） 12,614床（平成27年度）→9,506床（令和7年度） うち回復期病床 1,408床（平成27年度）→3,315床（令和7年度）</li> <li>・必要整備量に対する平成28年度基金での整備予定数 （整備予定数）／（令和7年の必要量－平成27年病床機能報告） 病床削減 △248床／△3,108床 回復期整備 173床／1,907床</li> </ul>	
事業の内容（当初計画）	高度急性期から回復期、在宅医療に至るまで、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、各医療機関の病床機能報告データ等の各種データを集約し、病院等の関係者での情報共有を図るとともに、急性期から回復期への病床機能の転換等を行う医療機関への補助を通じ、病床機能の分化・連携を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療構想において必要となる病床数のうち、平成28年度基金を活用して整備等を行うもの ・回復期 173床整備、全病床 248床削減	
アウトプット指標（達成値）	各医療機関の病床機能報告データをはじめとした各種データを集約、分析し、医療機関で情報共有するシステムを整備した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,614床（平成27年度）→11,627床（令和2年度） ・回復期病床 1,408床（平成27年度）→2,358床（令和2年度）	

	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 医療関係者が病床機能の分化・連携の具体的な取組を始めるための基礎となる、各構想区域内で医療機能に係るデータ共有が可能となる環境の整備ができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 既存の医療関係システムとの一元管理を実現することで、多様なデータの整理を効率的にできるようになった。</p>
その他	

事業の区分	1. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2】 がん診療施設設備整備	【総事業費】 375,484 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>現在、本県において高い死亡率にある「がん」の医療を行う医療機関の設備の高度化を支援することで、地域医療構想に定める質の高い医療を提供する体制を構築し、がん死亡率を低下させる必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 年齢調整死亡率 82.2 (H29) →77.9 (H29) →71.6 (R02)</p>	
事業の内容（当初計画）	がん診療及び治療を行う病院の設備整備について、補助を行う	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機器整備を行う病院数 平成 28 年度 10 箇所 令和元年度以降 各 6 箇所</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<p>医療機器整備を行った病院数 平成 28 年度 9 箇所、令和元年度 8 箇所、 令和 2 年度 7 箇所</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 年齢調整死亡率（75 歳未満） 82.2 (H26) → 75.6 (R01)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b> がん（悪性新生物）による死亡率が全国で 8 位（出典：国立がん研究センターがん情報サービス[令和元年がん登録・統計]）であり、ここ数年も高率、高い順位で推移している本県において、予防施策等と合わせて行うがん治療を実施する医療施設の設備整備を支援し、がん治療の体制整備を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 設備整備にあたって、各医療機関において入札等を実施することにより、コストの低下を図った。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 151,497千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>&lt;平成30年度まで&gt; 医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合は全体の40%未満と低く、在宅の重症心身障害児者等に対し必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できる医療連携体制の整備が必要。</p> <p>&lt;令和元年度以降&gt; 医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関係する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。</p> <p>アウトカム指標： &lt;平成30年度まで&gt; 平成30年度末までに医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合を増加（現状40%弱→50%）</p> <p>&lt;令和元年度&gt; 医療的ケア児等の支援に関係する医療・保健・障害福祉・保育・教育の関係者が一堂に会する協議会等を設置し、連携する体制を、令和元年度中に県内8つの障害福祉圏域全てに構築する。</p> <p>&lt;令和2年度以降&gt; 医療的ケア児等の協議の場（県下9か所）に医療的ケア児等コーディネーターを配置する。 0人（令和元年度）→9人（令和5年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>&lt;平成30年度まで&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の重症心身障害児者等が身近な地域でリハビリや相談を受けられる事業（以下「在宅支援訪問リハビリ等」という。）及び障害児者支援を行う事業者や施設の職員にリハビリ等の技術指導を行う事業（以下「施設支援一般指導」という。）</li> <li>各関係機関と連携を図り、重症心身障害児者等の在宅医療支援を整備する事業</li> </ul> <p>&lt;令和元年度以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業</li> <li>職種間の連携によって社会資源の拡充や課題解決を図り、重症心身障害児者等が在宅医療を受けながら地域で安心して生活できるよう、関係者による協議の場を設置する。</li> <li>医療的ケアの基礎知識や医療ニーズに配慮しながら、職種間連携による支援体制づくりに関する研修を行い、支援に携わる人材を養成する。</li> </ul>	

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>&lt;平成 30 年度まで&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年 4,000 回以上実施</li> <li>・有田・日高圏域で重症心身障害児者等の在宅医療支援に関する検討会を設立</li> </ul> <p>&lt;令和元年度以降&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年 4,000 回以上実施</li> <li>・県及び各圏域に、関係機関が連携を図り、重症心身障害児者等の在宅生活を支援するための「協議の場」を設置する。</li> <li>・医療的ケア児等を支援する者と支援をコーディネートする者を、合計年 100 人養成する。</li> </ul>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導（令和元年度）5,481 回、（令和 2 年度）4,767 回</li> <li>・医療的ケア児等に関する協議の場を、県及び 8 圏域全てに設置</li> <li>・医療的ケア児等の支援者、コーディネーターの養成（令和元年度）67 人、（令和 2 年度）42 人</li> </ul>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 協議の場への医療的ケア児等コーディネーターを配置 0 人（令和元年度）→ 1 人（令和 2 年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 医療的ケア児等の支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、各圏域内において、基幹病院から退院してくる医療的ケア児等の情報交換、必要な社会資源の共通理解を持つことができるようになった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 研修実施について、医療的ケア児等への関わりの深い法人へ委託することにより、講師の確保等において効率的に事業を実施することができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15】 産科医師確保対策	【総事業費】 16,927 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標： 県内公的病院産科医師数 令和 2 年度までに 7 名の増（平成 28 年 4 月現在 54 名）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内公的病院で新たに分娩を取り扱う診療業務に従事しようとする医師（臨床研修終了後の若手医師、県外の産婦人科医師）に対し、返還免除付きの研修資金又は研究資金の貸与や、本県産科医療を県内外に P R する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修・研究資金の貸与者 令和 2 年度末までに 7 名	
アウトプット指標（達成値）	研修・研究資金の貸与者数 （令和元年度）研修資金 1 名、（令和 2 年度）研修資金 3 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内公的病院の産科医師数 51 名（令和 3 年 4 月）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 資金貸与制度について、県内分娩取扱病院で 4 年間勤務することを返還免除条件とすることにより、県内の産科医を一定数確保することができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> P R にウェブを用いることにより、県内外の研修医及び産婦人科医師に対し、幅広く本県産科医療の取組を周知することができた。</p>	
その他		

### 3. 事業の実施状況（介護分）

平成 28 年度和歌山県計画に規定した事業について、令和 2 年度終了時における事業の実施状況を記載。

#### （事業区分 3：介護施設等の整備に関する事業）

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1（介護分）】 和歌山県介護施設等整備事業	【総事業費】 － 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	市町村、法人	
事業の期間	平成 28 年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後 ～令和 4 年 3 月 31 日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：介護サービスの改善が行われた床数 185 床	
事業の内容（当初計画）	介護サービスの改善を図るため、既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	改修床数 185 床	
アウトプット指標（達成値）	<平成28年度> ・改修床数 237床 <平成29年度> ・改修床数 64床	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護サービスの改善が行われた床数 301 床 達成率 163%	
	<b>(1) 事業の有効性</b> 多床室を仕切ることで入所者のプライバシーが確保さ	

	<p>れ、周囲の人を気にせず、安心して生活できる体制の構築が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>県が改修基準を作成し、事業者に周知したことにより、整備において、効率的に、高齢者が安全かつ円滑に利用するための質を確保することができている。</p>
その他	